

美しい丘陵景観が全国的にも知られている美瑛町。小麦、ビート、ジャガイモなどを植えた畑が自然のまま彩られている姿は、まさにパッチワークという言葉がぴったりです。

北海道の農村景観のなかでも多くの人々を魅了してやまない美瑛町の景観の今を取材しました。

写真家・前田真三氏の役割

十勝岳連峰と夕張山系の間に位置する美瑛町の美しい景観が知られるようになったのは、1970年代。自家用車やたばこのテレビコマーシャルのロケ地として使われるようになり、少しずつ知られるようになりました。しかし、美瑛の美しさを今まで気付かなかった町民にまで深く印象付けたのは写真家の故・前田真三氏です。商社勤務の後、写真活動に入った前田氏が71年に約3カ月かけて行った日本列島縦断撮影旅行の帰路で出会ったのが美瑛・上富良野の丘でした。その後も前田氏は美瑛に通い続け、シャッターを押し続けます。

当時も写真愛好家たちはいましたが、そのレンズは十勝岳を向いていたと、地元の方は語ります。しかし、前田氏のレンズは丘を向いていました。「すみませんね」と声をかけながらカメラをかついで畑のなかを歩く前田氏を思い出す農家もいます。また、三脚を立てて畑のなかでシャッターを切る前田氏を測量士と間違えていた農家もいたといいます。

前田氏の写真は、いつもの丘の畑を撮影しただけなのに、見る人をとりこにしまう魅力がありました。それは町民にとっても同じことでした。

前田氏は'87年に町内に個人のフォトギャラリー「拓真館」をオープンさせます。美瑛の丘の中心部ともいえる拓進地区に廃校となっていた旧千代田小学校の跡地があり、町の協力を得て、この土地と建物を利用して完成させたものです。美瑛駅から10kmほどのところにあり、拓真館までの道のりは肉眼で丘の風景を眺めながら向かうこととなります。館内に入ると、今見てきた風景とは違った表情の丘に出会うことができるというギャラリーです。

前田氏の写真や拓真館の開館で、美瑛町の農村景観の注目度は一気に高まります。

パッチワークという言葉が似合う美瑛の農村景観

農村景観を共有財産として守るために

～「丘のまちびえい」の今～



拓真館がオープンした年は、おりしも総合地域整備法（リゾート法）が施行された年でもありました。'89年、美瑛町は同法に基づく北海道の「富良野大雪リゾート地域整備構想」の指定を受けます。美瑛町でも白金地区など、さまざまなリゾート開発の動きが活発になります。周辺にリゾートホテルやペンションの建設などが聞かれるようになり、また観光客や町外からの移住希望者の増加など、注目の集まってきた農村景観の破壊を危ぐする声も見られるようになりました。

こうしたことから美瑛町では地域の景観を保全していく気運が高まり、'89年12月15日に「美瑛町景観条例」が制定されています。この条例は、景観形成を図る地区を指定し、その地区における建築物や屋外広告物、宅地造成などについて届け出を義務付けるものでした。また、翌年には自然環境保全地区や緑化推進地区等の指定、開発行為の届け出を義務付けた「美瑛町自然環境保全条例」も施行されています。

このころは、観光客、開発業者、行政関係者など、さまざまな立場の人が美瑛町に注目した時期でもありました。ある意味、美瑛町にとっては、町内の基盤整備を積極的に進めるための人的ネットワークができた時期でもあります。

'80年代末ごろから、美瑛ではいろいろな事業が活気付きます。ヘルシーマラソンや那智・美瑛火祭りなどイベントの開催、福祉センターや清掃センターの完成、新しい役場庁舎も'94年に竣工します。また、美瑛町の駅前商店街である本通土地地区画整理事業が'89年からスタートします。

美瑛の玄関口をお色直し

美瑛軟石で建築されたJR美瑛駅を降り立つと、正面には十勝岳がそびえ、駅前広場を中心に統一された三角屋根と、建物同士の色彩が調和した景観の美

しい本通の街並みが広がります。

'89年からスタートした本通土地地区画整理事業では、本通地区土地地区画整理組合を設立し、本通の拡幅と換地に伴って、商店から住宅まで、ほとんどの建物が改築されています。改築に当たっては、住民ら約170名が、美瑛の自然と歴史から特徴付けた「石、花、緑、人」をテーマに検討された「街づくりマニュアル」と呼ばれる建築協定を結び、街並み整備を進めてきました。

街づくりマニュアルには、屋根のデザインは45度の等辺切妻屋根、無落雪屋根の場合でも可能な限り三角形を基調とするデザインを取り入れること、ファサード（建物の正面）のデザインは軟石の積極的使用を推奨する、外壁はグレー・茶・黄・緑色系から選ぶなどの項目があり、これに基づいて本通地区が整備されています。また、この事業では一部電線の地中化や流雪溝なども整備され、美瑛の玄関口と



さまざまな表情の丘の写真が並ぶ拓真館の館内



大型観光バスも訪れるようになった拓真館

して、美しい街並みが01年度に完成しています。

近年、商店街活性化に伴い、あちこちで街並み整備が叫ばれ、道内でもさまざまな商店街の取り組みを耳にしますが、美瑛町の場合、その着手が早く、商店街活性化のみならず、景観や観光政策を視野に入れた取り組みだったといえます。ただ、残念なことに、美瑛の農村景観が目的の観光客は、バスや車で農業地を移動し、市街地周辺にまで足を伸ばさないのです。商店街の商品構成が地元住民を相手にしていることもあり、観光消費を受けとめる体制づくりがなされていないことは、今後の課題でしょう。

初めて美瑛を訪れた人は、丘の風景だけでなく、



地元軟石を使った2代目のJR美瑛駅。この駅も美瑛の魅力



本通地区の駅前商店街。大雪の山をイメージした三角の屋根と色調が統一され、美しい

駅前街並みの美しさにも驚くといいますから、自然と街並みの景観をうまく結び付けて、積極的なアピールを行っていくことがカギのように思います。

農村景観の課題と美瑛

美瑛町の農村景観は、景観を形成するために人工的に作られたものではなく、農家が農業を営むために生産活動をしている空間です。作物の違いによって区画ごとの畑の色が異なることや、丘陵地帯独特の起伏がパッチワーク模様と呼ばれる景色を生み出しています。また、輪作のため同じ景観が再びつくり出されることもありません。

しかし、生産者の立場で考えると、この丘陵は農業生産効率を阻害するものでもあります。傾斜のため大型機械が入りにくい、機械を使用する場合も常に危険がつきまとい、大雨などの災害がくれば、土が流されてしまうなどの懸念があります。町内では'80年ごろから国の事業として丘を切り崩して傾斜を緩くする均平化事業と呼ばれるものを実施する農家も見られ、一部、丘の形が変わってきたところもあるといいます。

また、多くの観光客が美瑛を訪れ、写真撮影のために路上駐車して農地に入るため農作業に支障をきたしたり、あるいはゴミを捨てて帰るなど、観光客とのあつれきが指摘されたことがあります。町や観光協会、観光事業者らが観光客にマナーを守るように呼びかけ、農家からの苦情も減ったようですが、農村景観を観光に結び付けていくには、観光客のモラルとともに、農家の理解が欠かせないように思います。

農業者の高齢化が進むなか、基幹産業である農業をいかに守っていくかも重要な問題です。最近では美瑛でも離農者が増え、耕作されなくなった土地が荒廃していくことで景観に影響を与えているようになっています。これまで景観を守るための直接的な助

成などは行われておらず、今後はこうした課題にも対処していく必要があります。

いずれにしても、道内における農村景観の維持と保全の取り組みは、課題を抱えているのが現状のようです。

新たな景観条例の制定と農村景観の保全

'89年に施行された美瑛町景観条例は、リゾート開発の波に一定の規制をかけようとした取り組みでしたが、景観形成を図るための地区指定は、町有地であった「ビルケの森景観形成地区」だけにとどまりました。民有地はなかなか地権者の理解を得られなかったのです。ただ、当時のリゾート開発への規制という点では、白金温泉に近いその地区の指定ができれば十分だったということもあります。

ところが、地域開発を進めていた時代から近年は自然保護や景観保全へと意識が変化し、美瑛の農村景観に対する価値が高まり、また、住民参加によるまちづくりの気運も高まるなど、景観をめぐるさまざまな情勢も変化してきました。なかでも危機感を抱くことになったのは、町外からの移住者の増加でした。移住者の増加は、町にとっては喜ばしいことではありますが、その一方で、景観のよい丘陵地への住宅建設が増え、それに伴う電柱などの工作物設置によって、景観が阻害される事態が見られるようになったのです。また、農家経営の厳しさや離農などによって、農地法の規制のかからない土地の転売なども見られているといいます。確かに、美瑛町内を車で走ると、「この建物がなければいい写真スポットなのに」と思う建物、ペンションや飲食店の看板などがずいぶん目に入ります。

こうした事態を受けて、町では2000年7月から新たな景観条例制定のために景観審議会を開催し、行政内部の検討、町民向け研修会やフォーラムの開催、

地区説明会などを経て、今年3月に「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」を制定しました。新しい景観条例は7月1日から施行されています。

この条例は全町を対象にしており、町内を景観の性質によって農村景観地域、市街地景観地域、山岳高原景観地域の三つに区分し、一定規模以上の開発については、町に事前協議を申し出ることになっています。また、開発を行う者は近隣者への事前公開や説明会などが義務付けられており、町民自身が景観形成の主体者として参加していくことが明確化されています。公共事業についても、景観に配慮するよう、国や他の地方公共団体に対して要請するとあり、国や道に対して積極的に町の姿勢を示していくことが明文化されました。開発行為の事前協議などについては、農業者への影響を考慮し、直接農業経営にかかわるものは適用除外となっています。

美瑛の魅力である農地に対する規制がないことは農村景観を阻害する開発の不安も感じさせますが、そもそも生産の現場である農地が美しい景観となっているわけで、農地については、農地法や農業振興地域の整備に関する法律により農業以外の使用は規制があります。農家からは「景観についての規制は我々にメリットがない」という意見もあったようです。農業振興の観点と農村景観保全の側面、さらに観光産業への波及など、地域の将来像をしっかりと描いて、それぞれの役割や規制事項などを検討することが重要なようです。

生産現場としての農地と美しい農村景観を守ることが同時に図られていくことが理想ですが、それは本当に現実的なことなのか、今後の行方を見ないことには、結論は出ないように思います。ただ、地域住民自らが景観形成地区指定を申し出ることのできるため、開発から景観を保全する仕組みは守られています。



2000年から景観審議会
会長を務める花本氏

景観を阻害する建築物とともに、課題となっているのは、離農した農地の問題です。そのまま放っておけば荒地になってしまい、景観を損ねてしまうことになります。景観のために花を植えるなどの対策も考えられますが、種の費用など、資金が必要です。そこで、町では景観保全のための景観基金を設立することにしています。基金設立は、美瑛ファンから「美瑛の農村景観を守るために使ってください」という寄付があったことがきっかけになっています。景観審議会の会長を務める花本正志氏は「農家もいろいろと苦労しています。農村景観を維持するにはやはりお金がかかるのです」といいます。今後は、審議会のなかで、基金をどのような基準で運用していくのかを検討し、美瑛の農村景観保全に役立てていくことになっています。寄付をくださるほどのファンがいることは、地域にとっても大きな支えです。逆にこうしたファンがいることで、地域の責任感も生まれてくるように思います。

地域の魅力ある景観をどう生かし、役立てるか

美しい農村景観を有する地域として全国的にも有名な美瑛ですが、今後も景観を生かした地域活性化に向けては、いくつか取り組むべきことがあるといえます。農業の後継者不足という大きな課題とともに、年間100万人を超える観光客への対応です。地域においていかに多くの消費をしてもらうか。そして、それが地域内に還元される仕組みを確立しなければなりません。景観イメージを利用した特産品のブランド化、産業の連携による経済活性化の方策など、美しい景観をどう生かし、役立てていくかということが大きなポイントのようです。

新たな景観条例や景観基金などの政策がそろい、民間側も農林業・観光・商業を連携させるために「びえい農観学園」（NPO法人申請を検討中）を立ち



オンシーズンとオフシーズンが明確に分かれているのが美瑛観光の課題と大庭氏

上げるなど、いくつかのツールがそろってきており、こうした点の動きを線や面の動きに発展させ、「丘のまちびえい」として、地域経済にしっかり根付くように今後の取り組みが期待されるようです。

また、優れた農村景観を有する地域として、農村景観のあり方や保全・維持の課題について、もっと情報を発信し、政策提言を行っていくような役割を担っていく存在であるべきでしょう。文化庁が検討している「文化的景観」としてその候補にも挙がっている美瑛町ですが、この点では農地への規制を危惧しています。「自然保護の面ではいいのですが、実際に農業を営んでいる地域ですから、この点はかなり心配しています」と美瑛町政策調整室の大庭路世氏。花本氏も「外からこれをしては駄目だといわれても地域の農家の人たちが受け入れないと無理でしょう」といいます。

農業経営そのものが厳しくなり、地域だけで農村景観を維持していくには限界があります。地域外からの資金や知恵、人材などをうまく活用しながら農村景観を維持する時代になってきているのではないのでしょうか。

景観はある意味、地域の財産であり、国民の財産であり、人類の財産でもあるように思います。地域の実情、地域の声をもっと発信していくことが、実は農村景観を守っていくことの第一歩かもしれません。

※ 文化的景観

農村、漁村、山村など、生活を営んでいる場所で歴史や文化を背景に固有の風土が見られる景観のこと。文化庁では棚田や里山など「文化的景観」を文化財として保護することを検討している。この6月には検討委員会によって国内の180カ所を重要地域として国が保護すべきだとする報告書がまとめられ、道内でも美瑛町の丘陵地帯や十勝平野など6カ所が選ばれている。早ければ来年の通常国会に文化庁が文化財保護法の改正案を提出すると見られている。